

自治選第46号  
平成2年11月12日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

自治省選挙部長

即位の礼に当たり行われる恩赦と  
選挙事務の取扱いについて（通知）

11月12日をもって復権令（平成2年政令第328号）が公布施行されたほか、特別の基準を設けて特赦等が行われることとなったが、これらの措置により選挙権及び被選挙権を回復する者があるので、この取扱いについては、特に下記の諸点にご留意願うとともに、貴管下市町村の選挙管理委員会にも速やかに通知されたい。

## 記

### 1. 復権令による復権

(1) 復権令に基づいて復権する者の範囲は、別紙復権令に規定する要件に該当する者であるが、該当者は政令の規定により公職選挙法（以下「法」という。）第252条の規定によって停止されていた資格（選挙権及び被選挙権）を当然に回復することとなる。

(2) (1)により資格を回復した者に対しては、恩赦事務を行う検

察官から、別記様式により、その旨通知されることとなっている。

(3) (1)により資格を回復した者から恩赦法施行規則第15条の規定による復権証明の申出があったときは、(2)の通知を行った場合においても、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁（以下「対応検察庁」という。）の検察官から復権証明書が交付されることとなっている。

(4) 復権令により資格を回復した者については、対応検察庁の検察官より、その恩赦事項を本籍地の市町村長に通知することとされている。

(5) 復権の効力は、将来に向かって生ずるのみで、有罪の言渡しに基づく既成の効力は、変更されるものではない（恩赦法第11条）。

### (6) 選挙に関して注意すべき事項

復権令による選挙人の資格の回復は、本籍地の市町村に対する照会によっても知ることができることとされているが、今回の復権については(4)による本籍地の市町村長への通知が遅れることも予想されるので、選挙事務の取扱いに当たっては、次に掲げる措置によることとされたい。

ア 復権令により資格を回復した者については、すべて本人に対して復権通知書が発せられ、また、(3)により復権証明書の交付を受けることができるので、投票当日投票の際に選挙権の回復を申し立てた者に対しては、これらの書面の提示を

求め、それらに基づいてそれぞれ処理すること。

イ 投票当日、既決犯罪により選挙人名簿に表示されている選挙人が、復権通知書又は復権証明書を持参することなく投票に来た場合は、その理由の説明を求めたうえ仮投票をさせ、開票管理者が当該仮投票の受理、不受理を決定する時刻までに選挙管理委員会において、最寄りの地方検察庁に依頼して調査した結果、当該選挙人が資格を回復した事実を確認したときは、その投票を受理する取扱いとすること。

ウ 候補者の被選挙権の認定に当たっては、ア及びイの手続きに準じて措置すること。

## 2. 個別恩赦

個別恩赦には、特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権があり、それぞれ恩赦状が下付されることとなっている。

選挙事務の取扱いに当たって、法第11条又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第153条の規定により選挙権及び被選挙権を制限されていた者が、特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権があったことによる選挙権又は被選挙権の回復を申し立てた場合には、前記恩赦状の提示を求めるとともに、同一人に関し法第11条又は特別措置法第153条に該当する事由が他にないかどうかについて調査すること。この場合における調査は、1(6)イに掲げる方法によること。

復権通知書

殿

(本 籍)

(生年月日) 年 月 日

あなたは、平成2年11月12日政令第328号復権令により、有罪の言渡しを受けたため法令の規定により喪失し又は停止されている資格を平成 年 月 日をもって回復したので、通知します。

平成 年 月 日

検察庁

検察官 検事

別記

復権通知書様式

復権令要綱

第一 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、平成二年十一月十二日（以下「基準日」という。）の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復すること。（第一条関係）

第二 基準日の前日までに一個又は二個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪の一部又は全部について罰金に処せられた者で、基準日から平成三年二月十二日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、その執行を終わり又は執行の免除を得た日の翌日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところによ

り喪失し又は停止されている資格を回復すること。（第二条関係）

政令第三百二十八号

復権令

内閣は、恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、平成二年十一月十二日（以下「基準日」という。）の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

第二条 基準日の前日までに一個又は二個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成三年二

月十二日までにその裁判に係る罪の一部又は全部について罰金に処せられた者で、基準日から平成三年二月十二日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得たものは、その執行を終わり又は執行の免除を得た日の翌日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する。ただし、他に罰金以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 即位の礼に当たり行う特別恩赦基準

### (趣旨)

- 一 即位の礼が行われるに当たり、内閣は、特別に、この基準により特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を行うこととする。

### (対象)

- 二 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、平成二十年一月十二日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第五項及び第七項に掲げる者については、それぞれ、その定めるところによる。

### (出願又は上申)

- 三 1 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、本人の出願を待って行うものとし、本人は、基準日から平成三年二月十二日ま

でに、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）の定めるところにより、刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）若しくは保護観察所の長又は検察官に対して出願をするものとする。

- 2 刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官は、前号の出願があった場合には、平成三年五月十三日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。

- 3 第五項の規定による特赦又は第七項の規定による減刑の場合にあつては、前二号の定めにかかわらず、それぞれ、第1号の出願は平成三年五月十三日までに、前号の上申は同年八月十二日までにすることができ。

- 4 第1号及び第2号の規定は、この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権について、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官

6 罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者であつて、その刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となつてゐるもの

五 1 前項第5号に掲げる者については、基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合にも、同項の例によりこの基準による特赦を行うことができる。

2 罰金に処せられ、そのことが現に社会生活上の障害となつてゐる者については、基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合であつて、その執行の猶予の期間中であるとき又は同日までにその執行を終わ

り若しくは執行の免除を得たときも、前号と同様とする。

#### (減刑)

六 減刑は、第二項本文に定める者のうち、懲役又は禁錮に処せられた者(その執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

1 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられた者であつて、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ、(一)又は(二)に定めるもの

(一) その犯した罪につき定められた懲役又は禁錮の法定刑の短期が一年以上である場合にあつては、基準日の前日までに執行すべき刑の

期間の二分の一以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられたときにあつては、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の二分の一以上につきその執行を受けた者）

(ロ) (イ)以外の場合にあつては、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の三分の一以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられたときにあつては、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の三分の一以上につきその執行を受けた者）

2 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予されている者であつて、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過したもの

3 基準日において七十歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するもの

(イ) 有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の三分の一以上につきその執行を受けた者

(ロ) 無期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに十年以上その執行を受けた者

4 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の三分の一以上を経過している者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつていゝもの

5 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）

、同法以外の法律において短期一年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつていゝもの



七 前項第5号に掲げる者（当該懲役又は禁錮の執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。）については、基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合にも、同項の例によりこの基準による減刑を行うことができる。

八 減刑は、次による。

- 1 無期懲役は十五年の懲役とし、無期禁錮は十五年の禁錮とする。
- 2 有期の懲役又は禁錮は、次により刑の期間を変更する。
  - (一) 基準日において七十歳以上の者については、刑の期間の三分の一を超えない範囲でその刑を減ずる。
  - (二) (一)以外の者については、刑の期間の四分の一を超えない範囲でその刑を減ずる。

- 3 不定期刑は、その短期及び長期について、それぞれ、刑の期間の四分の一を超えない範囲でその刑を減ずる。
- 4 刑の執行猶予の期間を短縮する場合にあっては、その四分の一を超えない範囲とする。

（刑の執行の免除）

九 刑の執行の免除は、第二項本文に定める者であつて、懲役又は禁錮に処せられ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

- 1 病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が停止され、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる者
- 2 基準日において七十歳以上の者で、仮出獄を許されてから基準日の

前日まで二十年以上を経過したもの

(復権)

十 復権は、第二項本文に定める者のうち、一個若しくは二個以上の裁判により禁錮以上の刑に処せられ又は一個若しくは二個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられて基準日の前日まで刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た者であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

1 基準日において七十歳以上の者

2 禁錮以上の刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日まで三年以上を経過した者であつて、刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となっているもの

3 社会のために貢献するところがあり、かつ、刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となっている者

(通常の恩赦)

十一 この基準に該当しない者であっても、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権を行うことが相当である場合には、常時の個別の恩赦を行うことを考慮するものとする。

法務省令第三十九号

恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十五条の規定に基づき、特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二年十一月十二日

法務大臣 梶山静六

特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令

第一条 平成二年十一月十二日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定した次に掲げる者は、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号。以下「規則」という。）第六条第一項本文の規定にかかわらず、平成三年二月十二日までは、同条の定める期間を経過す

る前においても、特赦の出願をすることができる。

一 少年のとき罪を犯した者であつて、基準日の前日までにその罪による刑の執行を終わり又は執行の免除を得たもの

二 基準日において七十歳以上の者であつて、有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までにその執行すべき刑の期間の二分の一以上につきその執行を受けたもの

三 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の二分の一以上を経過している者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつてゐるもの

四 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せら

れた者を除く。）であつて、社会のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつて  
いるもの

五 罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者であつて、その刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となつてゐるもの

第二条 次に掲げる者は、規則第六条第一項本文の規定にかかわらず、同年五月十三日までは、同条の定める期間を経過する前においても、特赦の出願をすることができる。

一 基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律にお

いて短期一年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であつて、社会のために貢献するところがあつ、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつてゐるもの

二 基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は同日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者であつて、その刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となつてゐるもの

第三条 基準日の前日までに懲役又は禁錮に処せられた次に掲げる者（その執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。）は、規則第六条第一

項本文の規定にかかわらず、平成三年二月十二日までは、同条の定める期間を経過する前においても、減刑の出願をすることができる。

一 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられた者であつて、次の1又は2に掲げる場合に応じ、それぞれ、1又は2に定めるもの

1 その犯した罪につき定められた懲役又は禁錮の法定刑の短期が一年以上である場合にあつては、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の二分の一以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられたときにあつては、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の二分の一以上につきその執行を受けた者）

2 1以外の場合にあつては、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の三分の一以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられ

たときにあつては、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の三分の一以上につきその執行を受けた者）

二 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予されている者であつて、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過したもの

三 基準日において七十歳以上の者であつて、有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の三分の一以上につきその執行を受けたもの

四 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の三分の一以上を経過している者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつていているもの

五 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）

同法以外の法律において短期一年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。一であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつてゐるもの

第四条 基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社会生活上の障害となつてゐるものは、規則第六条第一項本文の規定にかかわらず、同年五月十三日までは、同条の定める期間を経過する前においても、減刑の出願をすることができる。ただし、当該懲役又は禁錮の執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。

第五条 基準日の前日までに懲役又は禁錮に処する裁判が確定した者であつて、病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が停止され、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められるものは、規則第六条第一項本文の規定にかかわらず、平成三年二月十二日までは、同条の定める期間を経過する前においても、刑の執行の免除の出願をすることができる。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。